

第 15 回 CRC と臨床試験のあり方を考える会議 2015 in KOBE

プログラム委員会および運営委員会規程

(目的)

第 1 条 本規程は、「第 15 回 CRC と臨床試験のあり方を考える会議」(以下、「CRC あり方会議」という)の会議代表が組織する、プログラム委員会及び運営委員会に関わる必要事項を定めることを目的とする。

(CRC あり方会議の組織)

第 2 条 会議代表は、CRC あり方会議の企画運営に際して、プログラム編成等を円滑に遂行するためプログラム委員会と、会議全体の運営の調整を図るため運営委員会を設置する。

2. プログラム委員会及び運営委員会の各委員長並びに各委員は会議代表が選定して委嘱する。
3. 会議代表は、必要に応じて、プログラム委員長、運営委員長と相談して各委員を決定する。
4. 各委員長及び各委員の任期は、委嘱の日から始まり、平成 27 年 12 月末までとする。
5. プログラム委員会は、以下の 1) ～ 4) で構成する。
 - 1) 会議代表
 - 2) プログラム委員長
 - 3) プログラム委員
 - 4) 運営委員長
6. 運営委員会は、以下の 1) ～ 3) で構成する。
 - 1) 会議代表
 - 2) 運営委員長
 - 3) プログラム委員長

(プログラム委員会の責務)

第 3 条 プログラム委員会は、CRC あり方会議が臨床試験の向上と発展に寄与することを目指し、教育講演、シンポジウム及び参加者による研究発表並びに意見交換の場等のプログラムを、長期的展望と実践的な観点に基づき企画する。

2. 具体的な業務として、以下の内容を遅滞なく行う。詳細は別紙「企画運営に関する各委員会と事務局の役割」に示す。
 - 1) プログラム (学術セッション) の立案と編成
 - 2) 参加者の教育に関する企画と立案
 - 3) 応募演題 (一般演題) の査読と採否の判定
 - 4) 優秀演題の選考方法の検討
 - 5) CRC あり方会議終了後の各企画及び全体の総括
 - 6) その他、会議代表から委嘱される事項
3. プログラム委員のうち会議代表から一般演題選考委員に指名された者は、一般演題の運営並びに前項 3)、4) に関し、主にとりまとめを行う。

(運営委員会の責務)

第4条 運営委員会は、会議の効率的な運営を目指し、企画運営の関係機関・関係者との調整等を図る。

2. 具体的な業務として、以下の内容を遅滞なく行う。プログラム委員会及び運営事務局（委託）との役割分担の詳細は別紙「企画運営に関する各委員会と事務局の役割」に示す。

- 1) 広報活動
- 2) 財務運営・渉外活動
- 3) 会場レイアウト、全体スケジュールの調整
- 4) プログラム委員会の開催準備
- 5) 応募演題（一般演題）の査読結果のとりまとめ
- 6) 情報交換会の企画
- 7) その他、会議代表から委嘱される事項

なお、2)に関しては、臨床試験支援財団の支援を受けることとする。

(委員会の開催)

第5条 各委員会は、会議の目的とする事項を示して、会議代表が招集する。

2. 各委員会の会議には、協力機関（会議代表が依頼）や運営事務局（会議代表が運営を委託した会社）の担当者及び会議代表・各委員長が指名する者にオブザーバーとしての出席を求めることができる。
3. 各委員会の事務は、契約に基づき、運営事務局（委託）が遂行する。詳細は別紙、「企画運営に関する各委員会と事務局の役割」に示す。

(規程の変更)

第6条 本規程は、各委員会に報告の上、会議代表がこれを定める。

附則

本規程は、平成27年1月10日から施行する。